

桜田・五十嵐税理士法人は、国内税務、国際税務、連結納税、組織再編税制、SPC業務等の幅広い範囲で、知力をクライアントへの付加価値に替えるべく品質の高いアドバイスを行えるように、日々取り組んでいます。

なお、このニュースレターは概略的な内容を紹介する目的で作成しているため、全ての個別具体的なケースに該当するものとは限りません。個別案件についてのご相談、お問い合わせにつきましては、電話またはメールにて弊社にお問い合わせください。

平成 22 年度税制改正の概要(5)

～ 外国子会社合算税制 ～

国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応し、わが国企業の国際競争力を維持する観点から、平成 22 年度税制改正においては、外国子会社合算税制について、いわゆる「トリガー税率」を「20%以下」に引き下げる等の見直しが行われ、同時に、租税回避行為を一層的確に防止する観点から、一定の資産性所得を新たに合算課税の対象とする等の見直しが行われました。本ニュースレターでは、その主な項目についてご説明します。

桜田・五十嵐税理士法人
〒150-6018
渋谷区恵比寿 4-20-3
恵比寿ガーデンプレイスタワー 18F
電話 03-5789-5870(代表)
inquiry@skrdp.com

1. トリガー税率の引下げ

特定外国子会社等の判定における租税負担割合の基準税率(いわゆるトリガー税率)が20%以下(改正前25%以下)に引き下げられました。

また、その租税負担割合の計算において非課税所得から除かれる本店所在地国以外の国の法人から受ける配当等に、外国法人税の負担を減少させる仕組みに係るものでないことを要件として非課税とされる配当等が追加されました。

2. 納税義務者の範囲の縮小

合算課税の対象となる内国法人等の直接及び間接の外国関係会社の株式等の保有割合要件が10%以上(改正前5%以上)に引き上げられました。

3. 適用除外基準の見直し

被統括会社の株式等の保有を行う統括会社(当該統括会社の事業年度終了の時ににおいて有する被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額が当該事業年度終了の時ににおいて有する株式等の帳簿価額の合計額の50%に相当する金額を超える場合における当該統括会社に限り、)を本特例の適用除外とされない株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等から除外することとされました。また、卸売業を主たる事業とする統括会社に係る被統括会社を非関連者基準における関連者から除外することとされました。

なお、本措置の導入に伴い、特定外国子会社等で非関連者基準又は所在地国基準を満たさないものが、事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合に人件費の10%相当額を適用対象金額から控除する措置は、廃止されました。

4. 資産性所得に対する課税等

適用除外基準を満たす特定外国子会社等であっても、一定の剰余金の配当等、利子、償還差益、譲渡対価、使用料又は貸付けによる対価に係る所得を有する場合には、それらの所得の金額の合計額(以下「部分適用対象金額」といいます。)のうち、内国法人等のその有する株式等に対応する部分として計算した金額を収益の額とみなして、その内国法人等の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされました。

なお、特定外国子会社等の部分適用対象金額に係る収入金額が1,000万円以下である場合又は特定外国子会社等の決算に基づく所得の金額に相当する金額のうちに部分適用対象金額の占める割合が5%以下である場合には、本措置は適用されません。

上記の改正は、特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。